

綾部市都市計画マスタープラン(原案) パブリックコメント(要旨)及び市の考え方

パブリックコメント意見募集期間

平成25年9月17日から平成25年10月4日まで

パブリックコメント意見提出者

3名(団体) 30件

パブリックコメント意見内容及び回答案

番号	分類	ご意見内容要旨	ご意見に対する市の考え方
1	全体	この案は、過去、現在あるものをどう守り、どう良くするかであって、新しく発展的、創作的な案は入っていない。将来に向けてこれからの綾部市の理想像やコンセプトをはっきりと打ち出すべきと考えます。綾部市が唯一無二かつ全国的に発信できるもの、そのコンセプトに向けて全市民が取り組んでいける街づくりのスローガンや施策をハッキリと打ち出す必要があると考えます。他に誇れ、発信できる何か特色を持った街づくりを折り込んでいただくよう要望します。	将来都市像「住んでよかった…ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」の実現に向け、本マスタープランに基づき、特色あるまちづくりを行います。ご要望の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
2	将来の都市構造	公共施設をJR綾部駅から中筋地区までの幹線道路沿いに分散化させ、人の流れを作ることにより活気が取り戻せる。	「4-4 将来の都市構造」に、行政などの都市機能の集積を促進する都市拠点を位置付けています。土地利用については「5-1 土地利用の方針」に基づき、適正かつ合理的な推進を図ります。ご意見として参考にさせていただきます。
3	土地利用の方針	道路、上下水道等の整備のしやすい由良川以南の地域(特に綾部地域北側、中筋地域北側(井倉、大島、青野、延、高津))をより広く市街地エリア(住宅ゾーン・沿道サービスゾーン等)に区分する。	土地利用については「5-1 土地利用の方針」に基づき、適正かつ合理的な推進を図ります。ご意見として参考にさせていただきます。
4	土地利用の方針	高速道路等を利用しやすい中北部地域の綾部IC～安国寺ICの地域について、広く工業ゾーン、工業・居住ゾーン等に区分する。	土地利用については「5-1 土地利用の方針」に基づき、適正かつ合理的な推進を図ります。ご意見として参考にさせていただきます。
5	土地利用の方針	第5章 全体構想 5-1 土地利用の方針 土地利用方針図中、国道27号、主要地方道綾部福知山線、主要地方道綾部インター線沿いは「都市サービスゾーン」と「沿道サービスゾーン」に位置付けられているが、本地域は特に交通の利便性が高く、工業団地に近いことから、新規企業の立地や既存企業の発展の可能性が非常に高い地域である。本マスタープランの土地利用方針においては、当該地域を、「商業・サービス業」の業種に限ることなく、「工業・物流等の業種」が立地することが可能な地域として土地利用方針を定められることを要望する。	「5-1 土地利用の方針」に定める「都市サービスゾーン」及び「沿道サービスゾーン」において、工業等の産業施設が立地可能な土地利用計画の変更を検討し、適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。
6	都市施設整備方針	中筋地区は住宅地、商業地として需要が高い地域であり、JR高津駅を大島町に移動し、大島町の線路沿いの農地を住宅地、商業地として利用を図り、高津駅周辺は商業地や福祉関係の誘致できる場所とする、駅の移設構想を折り込めないか。	ご意見の駅の移設構想の計画はありません。土地利用については「5-1 土地利用の方針」に基づき、適正かつ合理的な推進を図ります。ご意見として参考にさせていただきます。
7	都市施設整備方針	国道27号線などはライフラインが公道の片側しか整備されていない箇所があり、今後、国道27号線沿道に力を入れるなら、全線両側のライフライン整備をするか、道路を横断するための掘削を市民負担なしで行えるよう国への働きかけが必要ではないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各種施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
8	市街地整備方針	無意味な規制が多い地区計画は不要で、市民や関係業者の負担が増すことを避けてもらいたい。	地区計画は、地区の特性に応じて、きめ細やかなまちづくりを実現していくための有効な手法です。「5-3 市街地整備・住環境整備の方針」及び「7-3 安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備・充実に向けた取組」に基づき、住民と連携し地区計画の導入を推進します。
9	市街地整備方針	中心市街地にばかり力を入れすぎず、微増でも自然に拡大している地域との共存を考えてほしい。	都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地を活性化することは重要と考えています。「5-3 市街地整備・住環境整備の方針」及び「7-3 安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備・充実に向けた取組」に基づき、中心市街地活性化を推進します。

番号	分類	ご意見内容要旨	ご意見に対する市の考え方
10	住環境整備方針	狭あい道路整備等促進事業の活用や良好な宅地開発等に当たっては、開発負担金を軽減し、提供道路・ライフラインの工事負担を市が行い、官民共同により積極的かつ迅速に良好なまちづくりに取り組むことができるような仕組みを作るべきと考えます。	ご意見などの各種施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。なお、開発指導要綱に基づく開発負担金については平成24年4月に廃止しました。ご意見として参考にさせていただきます。
11	自然環境整備保全方針	現在ある資源を最大限に活かし、由良川の水質と透明度を上げ、河川敷、河川に入りやすく、釣堀りや川のぼりができるような名所となる区域を指定しては。	「5-4 自然環境の整備又は保全の方針」及び「5-5 景観形成の方針」に自然環境の保全等について定めています。由良川等の水質保全や河川生態系の維持については関係機関と連携し、河川愛護の啓発及び水質保全に努めています。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
12	景観形成方針	幹線道路や町から見える由良川等の河川のほとりに、子供が川に足をつけ遊ばせる空間と里山風景の区域を指定し、近くに触れ合える田舎と川などをコンセプトに、にぎわいの創出ができないか。	「5-4 自然環境の整備又は保全の方針」及び「5-5 景観形成の方針」に里山・自然景観の保全等について定めています。ご意見などの各種施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
13	都市防災方針	台風18号など地方主要道路福知山綾部線(府8号線)と農道の冠水により孤立する対策を検討すべき。	「5-6 都市防災の方針」に、自然災害の防止化を定めており、ご意見などの各種施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
14	都市防災方針	公共工事で必要な土砂等は市街地近隣の山から取得し、不要な土砂等は市街地低地へ埋立するなど、市街地の宅地を効率よく確保し、あわせて急傾斜地や浸水の防災対策を行うといった特別区域ができないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。防災対策については「5-6 都市防災の方針」に定めています。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
15	住環境整備(都市防災)	ハザードマップ等に即した防災整備計画(築堤、土地改良、土地利用の誘導等)について都市計画に織り込むべきと考えます。	「5-6 都市防災の方針」に基づき都市防災対策に努めます。ご意見などの各種計画は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
16	実現化の方策	線引き廃止すると、市街化区域内の農地転用が農業委員会の届出から知事許可となり、農地法の規制緩和など同時に進めないと、現在の市街化区域内農地の売買が難しく、費用負担が増えるなど、これまでの流通にも問題が発生することを危惧する。	区域区分廃止に伴う関係法令の規制等の影響については、具体的な方針や手法等を総合的に議論する中で検討を行っていきます。また、その内容等について情報公開や広報活動に努めます。
17	実現化の方策	都市計画区域区分廃止の方向での検討の際に発生する、農地転用の手続き、固定資産税や資産価値などの諸問題や対策等について、十分な検討が必要と考えます。	区域区分廃止に伴う関係法令の規制等の影響については、具体的な方針や手法等を総合的に議論する中で検討を行っていきます。また、その内容等について情報公開や広報活動に努めます。
18	実現化の方策	官民共同で進める会議は、団体代表の個人意見だけでなく、集約した意見となるよう、会議前に団体の集約会議の結成を呼び掛けてほしい。	「7-4 市民等との協働によるまちづくり方策の推進」に、市民等との協働によるまちづくりの推進等を定めています。今後、市民参画の仕組みや都市計画へ反映できる手続き等を検討します。
19	実現化の方策	都市計画の決定にあたっては、幅広い観点からの諸課題について、専門の有識者等を綾部市内外より集め、広く検討を行わなければならないと考えます。又、都市計画後の詳細計画や実施計画に於いてもまちづくり協議会や地元の専門有識者等の参加が必要と考えます。	「7-4 市民等との協働によるまちづくり方策の推進」に基づき、市民等との協働によるまちづくりを推進し、市民参画の仕組みや都市計画へ反映できる手続き等を検討します。
20	実現化の方策	工業団地を含め綾部市の知っている土地や貸地の情報を関係団体に提供してほしい。	「7-4 市民等との協働によるまちづくり方策の推進」に基づき、行政情報については可能な限り、提供や公開に努めます。なお、綾部市工業団地については、市ホームページにおいて広くお知らせしています。
21	その他	定住促進について、近隣地域や他府県なども同様のことが起こっている中、独自性を持たないと今後衰退を招く。官民協力を推進するには決定事項ができる前から意見参加できる状況がほしい。決められたことをしているだけでは限界がくる。限界集落の限られた問題ではなくなっている。定住促進課だけの縦割りではなく横向きの議論も必要だと思う。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。なお、定住促進については、庁内横断組織である「綾部市定住対策戦略会議」を設置し、各種施策に係る状況把握や検討、情報の交換・共有化に努めるとともに、市と市民・地域、事業者が一体となって定住促進に取り組むため、理念条例の制定を検討しています。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
22	その他	特区構想や特別な区域指定など、市独自の考えを関係団体とともに検討し、計画に織り込めないか。	本マスタープランに定める将来のまちづくりや都市計画を実施する上で、特区構想等の検討の必要性が生じる場合は、本マスタープランの見直しを検討します。

番号	分類	ご意見内容要旨	ご意見に対する市の考え方
23	その他	田舎の特徴を活かし、無料で駐停車できる状況を街中や田舎に確保し、空地等を有効活用する政策が必要では。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
24	その他	物流拠点を作るためには、トレーラーなどの駐車場が必要になり、市が指定しわかりやすく公表できないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
25	その他	綾部市が公共施設や商業地などの屋根を太陽光パネル用として公募し、貸し出すといった、環境と経費削減のため区域を指定し、試験的に導入できないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。なお、本市では、地球温暖化対策として自然エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度を設け、太陽光発電システムの積極的な推進を行っています。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
26	その他	綾部は奥の京都として自然、田舎、京都が連想され、農産物などは法人の名前より、京都「綾部」で取れたと言うほうがインパクトある。農家や組合などが統一したホームページを作るなど綾部ブランドを押し出し、綾部市も力を入れては。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
27	その他	非線引きとともに市街化調整区域の既存不適格建物や違法建築物について、戸建として基準を満たしている建物については、違法や既存不適格でないと認めてほしい。京都府と綾部市、金融機関も議論してほしい。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご要望の内容について対応する考えはありません。
28	その他	旧型の教育を続ける風習を打ち破り新たな教育制度が保育園から必要ではないか。最新の教育を受け入れる体制が街の発展にもつながる。優れた教育だけでも人口は近隣市から望める。教育水準をレベルアップすることにはいろんな意味で良くなると思う。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。なお、本市では、質の高い教育を実現するために、児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を行っています。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
29	その他	金融機関が地元に対する消極的立場(新しいことに対する地元業者への融資や、開発、不動産、賃貸物件、テナント物件への融資、期間の利益等)を改めるよう働きかけをお願いできないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご要望の内容について対応する考えはありません。
30	その他	公共施設の指定管理者を、地元有志数人のベンチャー企業などが参入できる状態にしてもらえないか。民間の知識が発揮される新たな試みとならないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。なお、公共施設の指定管理者は公募しており、特に団体の制限等は設けていません。ご意見として参考にさせていただきます。